

件 名	医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	埼玉県三郷市鷹野四丁目 東京民医連労働組合健和会支部 執行委員長 ●● ●●			
受 理 年 月 日	平成 2 1 年 2 月 9 日	受 理 番 号	第 2 号	
要 旨 下記事項について、国に対し、意見書を提出してください。 1 看護師などを大幅に増やし、夜勤の回数を規制するなど看護職員が安心して働き続けられるために、直ちに「看護職員確保法」を改正してください。 2 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善を図るため、医師確保に向けて必要な法律を制定してください。 3 医療・社会保障予算を大幅に引き上げて、国民が安心して医療を受けられるようにしてください。 (理 由) 平成 1 9 年 1 月召集の第 1 6 6 回通常国会において、「医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること」「看護職員の配置基準を、夜間は患者 1 0 人に対して 1 人以上、日勤時は患者 4 人に対して 1 人以上とするなど抜本的に改善すること」「夜勤日数を月 8 日以内に規制するなど、看護職員確保法などを改正すること」を趣旨とする請願が全会一致で採択されました。 しかし、現在においても「医師不足によって地域の病院が閉鎖された」「看護師不足のため病棟が閉鎖された」などの深刻な事態が続いています。また、入院ベッドが減らされて病院から追い出されたり、医療費が高すぎて払えないなど患者が必要な医療を受けられない事態も発生しています。さらに現場では、人員不足などによって過密労働を強いられた結果、退職する医師・看護師などが後を絶ちません。医療を巡る、このような危機的な状況を打開することは、今や広範な国民の切実な声となっています。 医師・看護師などを大幅に増員するために必要な法律を制定・改正すること、そして国民だれもが安心して医療を受けられるようにするために、国の財源を医療・社会保障により一層振り向けることが一刻も早く求められています。 以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。 以 上				